

令和 6 年度

図書館要覧

富士見市立図書館

令和6年度図書館要覧 目次

図書館のあゆみ		1
利用案内		5
施設の概要		6
中央図書館		6
鶴瀬西分館		6
ふじみ野分館		7
水谷東公民館図書室		7
令和5年度統計資料		8
所蔵資料等概要		8
利用状況		9
障がい者サービス		11
視聴覚サービス		12
令和5年度事業報告		13
ボランティア団体		28
図書館協議会		29
協議会委員名簿		
開催状況		
富士見市立図書館サービス計画		30
富士見市立図書館資料収集方針		32
条例・規則		33

図書館のあゆみ

- 1964（昭和39）年 県立移動図書館が町立文化会館前で貸出開始
- 1966（昭和41）年 南畑公民館内に町立図書館創立
- 1969（昭和44）年 町立移動図書館巡回開始 翌年「さざなみ号」と命名
- 1971（昭和46）年 「さざなみ号」新車購入
- 1973（昭和48）年 図書館協議会・視聴覚ライブラリーを設置
- 1974（昭和49）年 市立文化会館の一部に図書館開館
- 1978（昭和53）年 「さざなみ号」新車購入
- 1981（昭和56）年 市立文化会館を全面的に転用してサービス開始
- 1984（昭和59）年 地域図書サービス事業開始（公民館、小学校対象）
- 1985（昭和60）年 学校貸出文庫の試行。翌年度から実施
- 1986（昭和61）年 土曜、日曜の常時開館実施
- 1989（平成元）年 「さざなみ号」新車購入
鶴瀬西図書館開館（鶴瀬西小学校内）
- 1991（平成 3）年 水谷東公民館図書室開室（水谷東公民館内）
- 1994（平成 6）年 鶴瀬西図書館・移動図書館電算貸出開始
中央図書館開館（旧市立図書館閉館）
人間東部地区公共図書館の相互利用開始
中央図書館、鶴瀬西図書館間の連絡車運行開始
- 1995（平成 7）年 中央図書館の開館時間延長（水・木曜日午後7時まで）
- 1996（平成 8）年 中央図書館団体貸出開始
- 1998（平成10）年 富士見市立図書館条例施行規則休館日に関する規則を改正
（月曜日が祝日にあたる場合の翌日の休館を廃止）
- 1999（平成11）年 移動図書館のコース変更、サービスポイントを増設
電算システム更新
水谷東公民館図書室開室日拡大
- 2000（平成12）年 富士見市立図書館条例施行規則休館日に関する規則を改正
（月末が日曜日又は土曜日にあたる場合開館）
（敬老の日・文化の日開館）
移動図書館のサービスポイントを増設

- 2001（平成13）年 電話リクエスト・受け渡し館指定開始
移動図書館のサービスポイントを増設
- 2002（平成14）年 富士見市立図書館条例施行規則休館日に関する規則を改正
（祝日が日曜日又は土曜日にあたる場合開館）
移動図書館のコース変更
水谷東公民館図書室開室日拡大・電算貸出開始
ふじみ野分館開館（ふじみ野交流センター内）
鶴瀬西図書館の名称を鶴瀬西分館に変更
分館の開館時間変更（火～金曜日午前10時から午後6時まで）
- 2003（平成15）年 移動図書館車廃止
水谷東公民館図書室開室日拡大
予約資料の公共施設受取サービス開始
公共施設への返却ポストの設置（5施設）・配送車運行開始
ホームページからの蔵書検索・予約受付サービス開始
電子メールでの調査相談受付開始
- 2004（平成16）年 中央図書館の開館時間延長（火～金曜日午後7時まで）
公共施設サービスポイント・返却ポストの増設（6施設）
- 2005（平成17）年 視聴覚資料の予約受付開始
公共施設サービスポイント・返却ポストの増設（8施設）
学校の統廃合に伴い鶴瀬西分館休館（12月27日～）
貸出用館内専用袋の設置
- 2006（平成18）年 電話での視聴覚資料の予約受付開始
電子メールでの予約連絡開始
- 2007（平成19）年 視聴覚資料（CD・ビデオ・カセット）の返却ポスト利用開始
「富士見市子ども読書活動推進計画」策定
- 2008（平成20）年 図書館システムの更新完了
携帯電話からの蔵書検索・予約受付サービス開始
つるせ台小学校内に鶴瀬西分館が完成（12月24日）
- 2009（平成21）年 鶴瀬西分館再開館 指定管理者制度導入
- 2010（平成22）年 中央図書館・ふじみ野分館 指定管理者制度導入

- 2011（平成23）年 東日本大震災の発生により午後3時以降を臨時休館（3月11日）
震災後の安全確保と資源節約のため開館時間を短縮
（3月22日～4月17日）
- 2013（平成25）年 中央図書館空調機器一部更新
「第2次富士見市子ども読書活動推進計画」策定
- 2014（平成26）年 中央図書館の図書の貸出冊数を10冊から20冊に変更
- 2015（平成27）年 図書館休館日の変更（月曜日祝日の場合は開館し、翌平日が
振替休館「富士見市立図書館条例」第7条より）
中央図書館の開館時間延長
（火～金曜日午後8時まで、試行期間：5月1日～9月30日）
ピアザ☆ふじみ サービスポイント・返却ポスト設置（7月1日～）
図書館システム入替に伴う全館休館（6月21日～6月30日）
- 2016（平成28）年 中央図書館の開館時間延長
（火～日曜日午前9時から、試行期間：7月1日～3月31日）
- 2017（平成29）年 中央図書館の開館時間延長 試行期間延長
（延長試行期間：4月1日～6月30日）
中央図書館 建物改修工事のため休館（7月1日～3月31日）
中央図書館 臨時窓口開設（8月1日～2月28日）
水谷東公民館図書室 建物改修工事のため休室（12月1日～2月28日）
- 2018（平成30）年 中央図書館建物改修工事終了リニューアルオープン（4月1日～）
公共施設返却ポストの増設（鶴瀬駅西口サンライトホール）
「第3次富士見市子ども読書活動推進計画」策定
中央図書館の開館時間延長 試行期間延長
（延長試行期間：4月1日～3月31日）
鶴瀬西分館・ふじみ野分館の開館時間延長
（火～日曜日午前9時から、試行期間：4月1日～3月31日）
ふじみ野分館 ふじみ野交流センター空調設備工事のため休館
（10月24日～11月12日）

- 2019（令和元）年 富士見市立図書館条例第8条利用時間を改正
（午前9時から午後7時まで）
富士見市立図書館条例施行規則第5条関係様式第1号を改正
（図書館利用申込書）
- 2020（令和2）年 図書館システム端末入替のため全館休館
（1月15日～1月19日）
新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対策として全館臨時休館
（3月3日）3月4日より一部サービス再開
水谷東公民館図書室 感染症対策のため閉室
（3月3日～6月7日）
「第4次富士見市立図書館サービス計画」策定
緊急事態宣言発令に伴う全館臨時休館
（4月14日～5月17日）
感染症対策による複合施設休館のため、土曜・日曜臨時休館
ふじみ野分館（5月23日～6月14日）
水谷東公民館図書室（6月13日、14日）
- 2021（令和3）年 水谷東公民館図書室 感染症対策のため閉室
（1月13日～3月21日）3月23日から再開
鶴瀬駅西口サンライトホール一時閉鎖による返却ポストの撤去
（3月31日）
- 2021（令和3）年 図書館システムの更新のため全館休館（6月22日～30日）
キラリ☆ふじみ サービスポイント・返却ポスト設置（7月1日～）
富士見市立図書館条例施行規則
第8条および第8条関係様式第3号（電子書籍の貸出し）追加
富士見市電子図書館開設（7月6日～）
来館困難者向け宅配サービス開始（9月1日～）
- 2022（令和4）年 「ふわふわ☆キッズ」毎週金曜日 託児サービス開始（7月15日～）
- 2023（令和5）年 「図書館利用カード」新デザイン利用開始（7月1日～）

利用案内

開館時間

- 中央図書館
 - 鶴瀬西分館
 - ふじみ野分館
- 午前9時～午後7時
- 水谷東公民館図書室 午後1時～午後5時

休館日

- 月曜日、年末年始（12月28日～1月4日）、特別整理期間
- 月曜日祝日の場合は、開館し、翌平日が振替休館
- ふじみ野交流センター、水谷東公民館が休館の場合は、
ふじみ野分館・水谷東公民館図書室も休館・休室

貸出点数/ 期間

- 図書・雑誌・紙芝居

中央図書館	20冊まで / 15日間
鶴瀬西分館	冊数制限なし / 15日間
ふじみ野分館	
水谷東公民館図書室	
公共施設受取（予約のみ）	

- 視聴覚資料（DVD・CD）

中央図書館	3点 / 15日間
鶴瀬西分館	
ふじみ野分館	
水谷東公民館図書室	
公共施設受取（予約のみ）	

施設の概要

中央図書館

- 所在地 〒354-0021 富士見市大字鶴馬1873番地1
TEL 049-252-5825 FAX 049-252-5839
- 開館 1994（平成6）年10月1日
- 敷地面積 11,808.96㎡
- 延床面積 4,463.58㎡
- 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）地上3階建
 - 1階 開架スペース、館外奉仕室（書庫）、ビデオ編集室、録音室、対面朗読室、展示ロビー、喫茶「ゆい」、事務室
 - 2階 視聴覚ホール、集会室、和室、保存書庫1、教育委員会事務局
 - 3階 保存書庫2、3
- 交通 電車：東武東上線鶴瀬駅東口より徒歩20分
バス： 市内巡回バス 富士見市立中央図書館下車、
または富士見市役所下車 徒歩2分
- 駐車場 専用駐車場（96台分）
- 駐輪場 専用駐輪場

鶴瀬西分館

- 所在地 〒354-0026 富士見市鶴瀬西2丁目9番1号
TEL 049-252-5945 FAX 049-252-5947
- 開館 2009（平成21）年4月1日
- 敷地 つるせ台小学校内
- 延床面積 380.22㎡
- 構造 鉄筋コンクリート造3階建1階部分
- 交通 電車：東武東上線鶴瀬駅より徒歩10分
- 駐車場 なし
- 駐輪場 専用駐輪場

ふじみ野分館

- 所在地 〒354-0036 富士見市ふじみ野東3丁目7番地1号
TEL 049-256-8860 FAX 049-261-5385
- 開館 2002（平成14）年6月1日
- 敷地 ふじみ野交流センター内
- 延床面積 257㎡
- 構造 鉄筋コンクリート造3階建2階部分
- 交通 東武東上線ふじみ野駅東口より徒歩10分
- 駐車場 共用駐車場（ふじみ野交流センターと共用）
- 駐輪場 共用駐輪場（ふじみ野交流センターと共用）

水谷東公民館図書室

- 所在地 〒354-0013 富士見市水谷東2丁目12番10号
TEL 049-252-5825 FAX 049-252-5839（中央図書館）
- 開室 1991（平成3）年6月4日
- 敷地 水谷東公民館内
- 延床面積 約31㎡
- 交通 電車：東武東上線 柳瀬川駅東口から 徒歩25分
バス：みずほ台駅東口から 市内巡回バス 水谷東公民館下車
志木駅東口から東武バス 水谷東下車
- 駐車場 あり
- 駐輪場 あり

令和5年度統計資料

所蔵資料等概要

●図書資料

令和6年3月31日時点

令和5年度		購入	寄贈	合計	除籍	蔵書	
中央	一般図書	4,538	71	4,609	937	243,007	
	郷土資料	30	271	301	1	19,808	
	児童図書	1,391	132	1,523	1,807	82,501	
	合計	5,959	474	6,433	2,745	345,316	
鶴瀬西	一般図書	833	116	949	147	30,020	
	郷土資料	0	41	41	0	552	
	児童図書	580	36	616	5	13,484	
	合計	1,413	193	1,606	152	44,056	
ふじみ野	一般図書	968	85	1,053	438	22,935	
	郷土資料	12	41	53	1	377	
	児童図書	606	73	679	26	15,022	
	合計	1,586	199	1,785	465	38,334	蔵書合計
水谷東 公民館 図書室	一般図書	134	11	145	0	2,493	298,455
	郷土資料	0	7	7	0	43	20,780
	児童図書	80	13	93	0	4,650	115,657
	合計	214	31	245	0	7,186	434,892

※点検不明による除籍も含む

●視聴覚資料

令和6年3月31日時点

		購入	寄贈	合計	除籍	蔵書
中央	CD	164	1	165	7	8,756
	DVD	90	7	97	2	1,602
	16ミリ	0	0	0	0	193
ふじみ野	DVD	0	0	0	0	1

●逐次刊行物

(タイトル)

	雑誌	新聞
中央	186	17
鶴瀬西	60	10
ふじみ野	65	7
水谷東	2	0

利用状況

● 新規登録者数(再発行含まず)

	市内	市外	合計
中央	1,791	634	2,425
鶴瀬西	331	27	358
ふじみ野	284	183	467
東図書館	16	8	24
合計	2,422	852	3,274

● 来館者数

※ 小数点以下四捨五入

	開館 日数	来館 者数	一日あ たり※
中央	302	263,860	874
鶴瀬西	305	71,545	235
ふじみ野	303	94,149	311
東図書館	305	2,853	9
合計	-	432,407	-

● 利用者数 (年齢区分別) ※宅配サービス中央含

	0～6	7～12	13～19	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代 ～	その他	合計
中央	5,032	11,978	3,539	5,786	20,716	33,859	26,170	21,457	18,863	5,424	3,757	156,581
鶴瀬西	372	2,767	263	387	1,528	3,074	2,182	2,518	2,238	1,375	1,435	18,139
ふじみ野	926	1,308	529	793	3,012	4,100	3,772	3,890	3,780	1,302	2,418	25,830
東図書館	13	101	17	28	123	123	264	176	369	139	24	1,377
公共施設	474	1,066	303	666	3,669	6,210	5,718	3,538	3,105	552	2	25,303
合計	6,817	17,220	4,651	7,660	29,048	47,366	38,106	31,579	28,355	8,792	7,636	227,230

● 貸出点数

	図書	雑誌	視聴覚	合計
中央	451,451	23,165	22,965	497,581
鶴瀬西	60,918	3,832	625	65,375
ふじみ野	97,352	6,459	792	104,603
東図書館	3,927	190	5	4,122
公共施設	47,705	3,080	1,189	51,974
合計	661,353	36,726	25,576	723,655

● リクエスト・予約受付件数

	Web OPAC	館内 OPAC	窓口 電話	合計
中央	129,710	2,590	6,970	139,270
鶴瀬西	-	1,029	2,399	3,428
ふじみ野	-	873	2,554	3,427
東図書館	-	-	61	61
公共施設	-	-	-	-
合計	129,710	4,492	11,984	146,186

● 調査相談(レファレンス)件数

	窓口	WEB	合計
中央	551	4	555
鶴瀬西	279	-	279
ふじみ野	192	-	192
東図書館	48	-	48
合計	1,070	4	1,074

● 複写件数

	件数	枚数
中央	880	5,477
鶴瀬西	93	351
ふじみ野	69	203
東図書館	-	-
合計	1,042	6,031

● 渋谷定輔文庫 （中央図書館）

館内 閲覧	閲覧 者数	閲覧点数							複写 枚数	写真 撮影 枚数
		文書	新聞	雑誌	図書	写真	その他	合計		
	9	30	3	30	15	0	0	78	65	90

● データベース

データベース	アクセス数
JapanKnowledge	116
朝日クロスサーチ	54

● 図書館ホームページ

アクセス数	95,924
-------	--------

● 電子図書館

令和6年3月31日時点

登録者数	ログイン数	コンテンツ数	貸出点数	予約点数
4,748	13,039	3,082	5,798	1,068

【利用条件】 富士見市在住、在勤、在学の方 ※登録手続き必要
貸出点数／3点 貸出期間／15日間 予約点数／3点

● 託児サービス（ふわふわ☆キッズ）

開催 日数	時間帯別託児人数			
	10:00 ～ 10:50	11:00 ～ 11:50	12:00 ～ 12:50	合計
47	106	87	30	223

【利用条件】 金曜日午前10時から午後1時、1日1回、各回定員5名 ※各回正時から50分までの利用
生後6か月から未就学児まで ※利用中、保護者は図書館に在館する

障がい者サービス

● 所蔵資料

資料の種類		所蔵点数
録音図書	DAISY	42
	テープ	272
点字資料	雑誌	40
	図書	268
大活字本		3,496
合計		4,118

● 利用統計

資料の種類		貸出点数
録音資料	DAISY	396
	テープ	8
点字資料	図書	0
	雑誌	12
視聴覚資料	C D	28
富士見市図書館だより (さざなみだより・録音図書情報)		171
合計		615

※郵送貸出利用者は15人

● 対面朗読

登録者	のべ利用人数	実施回数	音訳者数	利用時間
20	41	50	12	100

※実施場所は、中央図書館（ZOOMによるオンライン含）、鶴瀬西分館

● 宅配サービス

利用回数	図書	雑誌	視聴覚	合計
5	22	0	0	22

【利用条件】 図書館へ来館困難な方を対象

【貸出点数／期間】 図書・雑誌：10冊まで ／ 22日間

視聴覚資料（CD・DVD）：3点まで ／ 22日間

視聴覚サービス

● 視聴覚ライブラリー貸出状況

貸出機材	所有数	貸出数
16mmフィルム	193	12
16mm映写機	3	2
暗幕セット	2	3
スクリーン	4	9
スポットライト	5	4
ワイヤレスマイクセット ※セット内訳 ワイヤレスアンプ 1台 ワイヤレスマイク 2本 ピンマイク 2本	1	28
OHP	1	0
有線マイク	1	0
マイクスタンド	2	0
ビデオカメラ	1	0
映像デッキ	2	4
スピーカー（有線）	2	34
液晶プロジェクター	2	56
ドラム延長コード	1	8
拡大レンズ	2	6

● ブース利用状況

ブース	利用人数
視聴ブース	1,329
利用者用 インターネット端末 （中央図書館）	886
利用者用 インターネット端末 （水谷東公民館図書室）	134

● 館内施設の利用状況

施設名	回数	人数	他
視聴覚ホール	209	3,567	映画会含まず
集会室	279	2,689	学習室含む
和室	28	206	託児サービス含まず
ビデオ編集室	0	0	
録音室	80	99	
展示ホール	42	-	

令和5年度事業報告

事業報告

● 中央図書館

事業名			開催日	人数
おはなし会	乳幼児対象	23回	定例 第1・第3水曜	285
	幼児・小学生対象	22回	定例 第1・第4土曜	236
	出張おはなし会（諏訪児童館）	12回	定例 第4水曜	219
	こわいおはなしかい	2回	8月5日	47
	クリスマスおはなし会		12月23日	25
	すわ幼稚園	20回	5/23, 6/20, 7/4, 9/14, 10/31, 11/16, 12/12, 1/18, 2/21, 3/6	611
	きたはら幼稚園	5回	8/9, 12/21, 12/22	168
映画会	一般映画会	23回	定例 第1、第3日曜 2月は1回	741
	子ども映画会	23回	定例 第2、第3土曜 2月は1回	402
	バリアフリー映画会	1回	11月12日	35
講座 講演会	音訳者養成講座（中級）11名受講	16回	4/18, 4/25, 5/9, 5/16, 5/23, 6/3, 6/27, 7/4, 7/25, 8/29, 9/26, 10/3, 10/17, 10/31, 11/7, 11/28	161
	鉄道講座 『幻の水谷駅 富士見市の鉄道と敷設計画』		5月14日	27
	子ども司書講座 （めざせ！キッズライブラリアン）		8月1, 2, 3日	5
	調べる学習おうえん講座		8月6日	1
	読み聞かせボランティア養成講座		11月15日	21
図書館 まつり	子ども読書コンクールPOP作品表彰式、朗読会、 親子工作会、リサイクルフェア、おはなしかい、 バリアフリー映画会、他		11月12日	1, 737
ロビーコ ンサート	図書館ホールでミニコンサート	12回	4/22, 5/28, 6/24, 7/29, 8/26, 9/16, 10/21, 11/5, 12/9、 1/27, 2/23, 3/30	649

● 中央図書館

事業名		開催日	人数
その他	図書館探検ツアー (子どもフェスティバル連携企画)	4月16日	14
	夏休み工作会	7月27日	15
	クリスマス工作会	12月10日	18
	お正月工作会	12月10日	9
	新春貸出福袋	1月5日～6日	44
	ぬいぐるみおとまりかい	3月10日～12日	14

● 鶴瀬西分館

事業名			開催日	人数
おはなし会	午前 乳幼児対象	12回	定例 第2水曜日	159
	午後 幼児・小学生対象	12回	定例 第2水曜日	104
	午前 乳幼児対象	12回	定例 第3日曜日	95
	午後 幼児・小学生対象	12回	定例 第3日曜日	50
	第六保育所	2回	1月10日	27
	芝生の上のおはなしかい		5月27日	43
	手話おはなしかい		6月22日	16
	けいあいのびのびひろば		11月18日	32
映画会	児童対象	6回	4/1, 6/3, 8/5, 10/7, 12/2, 2/3	46
	一般対象	6回	5/6, 7/1, 9/2, 11/4, 1/6, 3/2	74
	スノーマン上映会 (つるせ台小学校 対象)		12月6日, 8日	181
講座	大人のための『折り紙教室』ユニット折り紙		5月18日	8
	講座「久しぶりにひとりで図書館に行ってみる」		6月22日	12
	夏休み応援講座「調べる学習ワークショップ」		7月17日	3
	読書感想文講座「本とのであい～本の楽しさを知って自分の思いを書いてみよう」 (全2回)		7月22, 8月19日	21

● 鶴瀬西分館

事業名		開催日	人数
講座	YAサポーター工作会 「あの真夏のヒーローが芳香剤に大変身!!」	8月18日	6
	科学講座「低温の不思議」	9月23日	11
	講座「ハッピーな古い支度のススメ」	9月27日	9
	講座「回想法～昔の道具に囲まれて～」	1月27日	27
	工作会「本の中の昔の遊び 見てみよう 遊んでみよう 自分で作った 凧をあげてみよう」	1月27日	15
	BIBLIO NOVA	2月23日	12
	関沢児童館コラボ 暑い日は（雨の日は）図書館へ！	7月11日	18
	子育ての知恵のつまったわらべ歌で遊ぼう	7月26日	12
	つるせ台まつり工作参加 ハロウィン工作 けん玉 キャンディー（ドーナツ）キャッチ	10月21日	88
その他	こどもの読書週間 春の児童配布企画 『はばたけ！本の虫バグネット』	4月23日～5月12日	115
	こどもの日児童企画『こいのぼりをかざろう！』	4月29日～5月7日	29
	西ちゃんの調べるサマーバッグ	7月17日～8月31日	23
	児童向け企画『としょかんクエスト』	7月21日～8月24日	168
	「24日は西（にし）の日」しおり配布	5月,6月 2月,3月	138
	富士見市こども読書月間 「としょかんゲームクラブ」	11月23日	3
	富士見市こども読書月間 「君たちはどの本がよめるか」	11月1日～11月30日	33
	冬の児童配布企画 『おりがみでつくるちいさいクリスマスツリー』	12月1日～12月24日	112
	ぐりとぐらおはなしクイズ①	12月1日～12月10日	9
	ぐりとぐらおはなしクイズ②	12月16日～12月24日	27
	冬の「すたんぷかーど」	12月16日～1月21日	28

● ふじみ野分館

事業名			開催日	人数
おはなし会	乳幼児対象	12回	4/14, 5/11, 6/9, 7/14, 8/4, 9/8, 10/13, 11/10, 12/13, 1/12, 2/7, 3/8	203
	幼児・小学生対象 (ぶんちゃんひろば)	13回	4/8, 5/13, 6/10, 7/8, 7/22, 8/19, 9/2, 10/14, 11/11, 12/9, 1/13, 2/10, 3/9	277
	ふじみ野児童館図書室出張おはなし会 (乳幼児対象)	22回	4/12, 4/19, 5/10, 5/17, 6/14, 6/21, 7/5, 7/12, 8/9, 9/13, 9/20, 10/11, 10/18, 11/8, 11/15, 12/13, 12/20, 1/10, 1/17, 2/14, 2/21, 3/13	531
	慶櫻ふじみ保育園出張おはなし会 (対象：0, 1歳)	12回	4/28, 5/26, 6/23, 7/26, 8/25, 9/22, 10/27, 11/30, 12/15, 1/26, 2/22, 3/22	260
	慶櫻ふじみ保育園出張おはなし会 (対象：2, 3歳)	12回		374
	慶櫻ふじみ保育園出張おはなし会 (対象：4, 5歳)	12回	4/20, 5/26, 6/7, 7/5, 8/2, 9/6, 10/4, 11/1, 12/6, 1/11, 2/8, 3/6	366
	はるのはらっぱおはなし会		5月5日	31
	勝瀬 d e 縁日 おはなし会		9月9日	25
	まじよたちのハロウィンパーティー		10月29日	33
	あきのはらっぱおはなし会		11月3日	74
映画会	子ども映画会	12回 (内、工作会付2回)	4/23, 5/28, 6/25, 7/23, 8/26, 9/24, 10/22, 11/25, 12/23, 1/28, 2/25, 3/24	164
	一般向け映画会		2月23日	17
講座	薬膳講座		5月14日	8
	子ども科学講座		7月28日	25
	中学生による小学生のためのPOP講座		8月1日	5
	マナー講座		10月8日	31

● ふじみ野分館

事業名			開催日	人数
講座	ハーブ&アロマ講座		10月15日	15
	整理収納講座		11月18日	24
その他	ふじみ野じゅく資料提供	9回	4/21, 6/16, 7/21, 9/15, 10/20, 11/17, 12/15, 1/19, 2/16	-
	ふじみ野児童館 アニマシオン	2回	4/22・11/4	15
	エアロブックス®	4回	5/21, 9/23, 12/17, 2/18	137
	ふじみ野児童館 課題図書ブックトーク		6月24日	6
	ぬいぐるみおとまりかい		7月30日～8月1日	23
	新春貸出福袋（一般向け・児童向け）		1月5日～	28
	絵本にでてくるお菓子作り 「おおきなキャンドル馬車にのせ」		3月20日	23
	勝瀬 de 縁日 マジックスクリーンカードをつくろう		9月9日	25
	五感でたのしもう！絵本と音楽		11月26日	29
	ふじみ野文化祭 「ビブリオバトル」		3月2日	55
	ふじみ野文化祭 「葉づくり」		3月3日	44
	折り紙企画 5月5日はこどもの日 こいのぼりを折ろう		4月15～5月5日	54
	折り紙企画 家族に感謝を伝えよう！ ハートを折る		5月6日～6月20日	71
	折り紙企画 7月7日はたなばた おりひめ・ひこぼしを折ろう		6月20日～7月13日	66
	わくわくスタンプラリー		7月16日～8月31日	316
	調べ学習おためしセット		7月22日～8月20日	7
	市民人材バンクモデル事業 忍者体験☆～忍者を知ろう！忍術を使ってみよう！ ～ 資料提供		7月23日	30
	子ども大学☆ふじみ 知る・学ぶ・備える☆防災のススメ 資料提供		7月28日	30

● ふじみ野分館

事業名		開催日	人数
その他	折り紙企画 9月29日は十五夜 うさぎを折ろう	9月5日～10月1日	61
	折り紙企画 10月31日はハロウィン おばけを折ろう	10月3日～10月31日	61
	赤ちゃん絵本紹介	10月24日	45
	ぐりとぐらのおはなしクイズ①	12月1日～12月10日	10
	ぐりとぐらのおはなしクイズ②	12月16日～12月24日	15
	大人のためのおはなし会	12月24日	33
	折り紙企画 2月3日はせつぶん おにを折ろう	1月10日～2月1日	47
	折り紙企画 3月3日はひなまつり おだいりさまとおひなさまを折ろう	2月9日～3月5日	54
	折り紙企画 イースターエッグをおろう	3月5日～3月30日	63

● 特集展示

○ 中央図書館

テーマ展示：一般

期間	テーマ
4月	新しく始める
5月	電車に乗ろう！
6月	〇〇の歴史
7月	山派？海派？
8月	山派？海派？
9月	食フェア～おいしい本あつめました～
10月	郷愁
11月	郷愁
12月	冬ごもり
1月	日本を感じる年はじめ
2月	ココロ カラダ 元気!!
3月	ココロ カラダ 元気!!

テーマ展示：ヤングアダルト

期間	テーマ
4月	本の本
5月	アオハル
6月	UF0記念日
7月	B o o k A d v e n t u r e s S u m m e r
8月	B o o k A d v e n t u r e s S u m m e r
9月	YA絵本の魅力
10月	エッセイ 日々のつぶやき
11月	エッセイ 日々のつぶやき
12月	新書の世界
1月	龍
2月	Yell ～エール～
3月	Yell ～エール～

テーマ展示：児童

期間	テーマ
4月	おでかけ
5月	みどりがいっぱい
6月	明日、天気になあれ
7月	ほんのくにたんけん
8月	ほんのくにたんけん
9月	～ステキな本～ ステキを見つけて
10月	秋を描こう
11月	秋を描こう
12月	みんなのしみクリスマス
1月	ゆめ
2月	いきもの ～みんなともだち～
3月	いきもの ～みんなともだち～

テーマ展示：ミニ展示（中央図書館）

期間	テーマ
4月	平和への願いをこめて(ロシアとウクライナの絵本)/ 認知症を正しく理解しよう・回想法
5月	平和への願いをこめて(ロシアとウクライナの絵本)/ 認知症を正しく理解しよう・回想法
6月	平和への願いをこめて(ロシアとウクライナの絵本)/男女共同参画
7月	平和への願いをこめて(ロシアとウクライナの絵本)
8月	平和への願いをこめて(ロシアとウクライナの絵本)/戦争と平和/ 自殺予防(健康増進センターとのコラボ企画)
9月	平和への願いをこめて(ロシアとウクライナの絵本)/アルツハイマー月 間(高齢者福祉課とのコラボ企画展示)/自殺予防週間(健康増進セン ターとの企画展示)/セルビア共和国関連展示
10月	平和への願いをこめて(ロシアとウクライナの絵本)/自殺予防週間(健 康増進センターとのコラボ企画展示)
11月	平和への願いをこめて(ロシアとウクライナの絵本)/自殺予防週間(健 康増進センターとのコラボ企画展示)DV防止週間、障がい者週間関連 展示(人権・市民相談課、障がい者福祉課コラボ企画展示)
12月	平和への願いをこめて(ロシアとウクライナの絵本)/「河川事業リレーパ ネル展2023～発見！浸水&親水対策は身近にある～」
1月	平和への願いをこめて(ロシアとウクライナの絵本)/「河川事業リレーパ ネル展2024～発見！浸水&親水対策は身近にある～」/ キラリ企画関連展示「ニューイヤーコンサートその他」
2月	平和への願いをこめて(ロシアとウクライナの絵本)/「河川事業リレーパ ネル展2025～発見！浸水&親水対策は身近にある～」/睡眠に関する 展示(健康増進センターとのコラボ企画)
3月	平和への願いをこめて(ロシアとウクライナの絵本)/睡眠に関する展示・ 自殺予防月間展示(健康増進センターとのコラボ企画)

○鶴瀬西分館

テーマ展示：一般

期間	テーマ
4月・5月	仕事も遊びも
6月・7月	なつかしの
8月・9月	世界とつながる
10月・11月	健康長寿
12月・1月	家族と仲間と
2月・3月	絶景かな絶景かな

テーマ展示：子育て（鶴瀬西分館）

期間	テーマ
4月・5月	芽生え～子どもの成長～
6月・7月	あやす～伝わる伝え方～
8月・9月	興味がいっぱい！
10月・11月	どうする！？～心配事はどんなこと～
12月・1月	のんびり、子どもと日々のごはん
2月・3月	準備★

テーマ展示：児童

期間	テーマ
4月	と・も・だ・ち
5月	かぞく
6月	空もよう
7月	チャレンジ！好きなこと、知りたいことPart1
8月	チャレンジ！好きなこと、知りたいことPart2
9月	いただきま～す！
10月	秋といえば・・・
11月	物語の世界へ
12月	おくりもの
1月	ファンタジーの動物
2月	あったまろう！
3月	ありがとう

テーマ展示：ヤングアダルト

期間	テーマ
4月・5月	飯テロ
6月・7月	文房具祭り
8月・9月	関東大震災から100年
10月・11月	NO ART NO LIFE
12月・1月	World Heritage
2月・3月	部活どう？

テーマ展示：ミニ展示

期間	テーマ
4月	家読コーナー「と・も・だ・ち」/4月おすすめ本/みどりの日2023/ 姉妹都市 セルビア共和国シャバツ市
5月	家読コーナー「かぞく」/5月おすすめ本/ 姉妹都市 セルビア共和国シャバツ市
6月	家読コーナー「空もよう」/6月おすすめ本/ 姉妹都市 セルビア共和国シャバツ市
7月	家読コーナー「チャレンジ！好きなこと、知りたいことPart1」/ 7月おすすめ本/姉妹都市 セルビア共和国シャバツ市
8月	家読コーナー「チャレンジ！好きなこと、知りたいことPart2」/ 8月おすすめ本/姉妹都市 セルビア共和国シャバツ市/ 絵本でわかるSDGs/「平和」についてちょっと考えてみる。/ ミステリー

テーマ展示：ミニ展示（鶴瀬西分館）

期間	テーマ
9月	家読コーナー「いただきま〜す」/9月おすすめ本/ 姉妹都市 セルビア共和国シャバツ市/ハッピーな古い支度のススメ
10月	家読コーナー「秋といえば・・・」/10月おすすめ本/ハロウィン棚/ 姉妹都市 セルビア共和国シャバツ市/ハッピーな古い支度のススメ/ りんごの棚
11月	家読コーナー「物語の世界へ」/11月おすすめ本/ 富士見市読書コンクールPOP紹介本/りんごの棚/ 姉妹都市 セルビア共和国シャバツ市
12月	家読コーナー「おくりもの」/12月おすすめ本/ 富士見市読書コンクールPOP紹介本/ 姉妹都市 セルビア共和国シャバツ市/りんごの棚/ みんなでつくる共生社会
1月	家読コーナー「ファンタジーの動物」/1月おすすめ本/ 追悼 若山静子さん/姉妹都市 セルビア共和国シャバツ市/ りんごの棚/みんなでつくる共生社会
2月	家読コーナー「あったまろう」/2月おすすめ本/ 姉妹都市 セルビア共和国シャバツ市/りんごの棚
3月	家読コーナー「ありがとう」/3月おすすめ本/3.11わすれない/ 姉妹都市 セルビア共和国シャバツ市/りんごの棚

○ふじみ野分館

テーマ展示：一般

期間	テーマ
4月	初心者でも大丈夫
5月	社会と未来を考える
6月	ゆっくり・じっくり
7月	旅に出よう
8月	戦争と平和
9月	人生100年時代を生きる
10月	芸術の秋
11月	おつかれさま、自分
12月	新しい年を迎えよう
1月	ライフハックで便利に
2月	暮らしにトキメキを
3月	2023年に購入した本

テーマ展示：文学（ふじみ野分館）

期間	テーマ
4月	春ですねえ
5月	文庫祭
6月	詩・短歌・俳句・川柳
7月	本で旅する海外
8月	戦争と平和
9月	どんな動物が出てくるかな？
10月	本と音楽とアート
11月	直木賞・芥川賞候補になったけど、おしかったなあ・・・
12月	文学賞取りました！
1月	時代小説を読みながら・・・
2月	最後はやっぱりハッピーエンド？
3月	フジベス

テーマ展示：ヤングアダルト

期間	テーマ
4月	はじめての〇〇
5月	学力向上のために
6月	本で旅行気分
7月	夏休み宿題おたすけ本
8月	夏休み宿題おたすけ本
9月	動物の気持ち
10月	仕事分かる！
11月	読書のすすめ
12月	本であったまろう
1月	ご当地ならではの
2月	てづくり
3月	ほっと一息

テーマ展示：児童

期間	テーマ
4月	みどりがいっぱい 花いっぱい
5月	ぼうけんしよう！
6月	水となかよし
7月	ムシ、いろいろ（～20日） 夏休みおすすめ 読書感想文・自由研究（20日～）
8月	夏休みおすすめ 読書感想文・自由研究
9月	アートは楽しい♪
10月	おいしいなあ
11月	むかーしむかし
12月	もうすぐクリスマス
1月	たくさん笑おう
2月	ゆきゆきゆき
3月	ずっとともだち

テーマ展示：子育て（ふじみ野分館）

期間	テーマ
4月	新しい出会い
5月	たくさん読みたい、絵本と図鑑
6月	子どもと一緒に何作る？～工作編
7月	今年の夏はどこに行く？
8月	暑い夏を快適に過ごす方法
9月	ちょっとずつ、やってみよう！（SDGs）
10月	子どもと一緒にお手入れしましょ。
11月	からだを動かそう！
12月	みんなでパーティーしよう！
1月	家族で子育てしてますか？
2月	子どもと一緒に何作る？～おやつ編
3月	もしもに備えよう

テーマ展示：ミニ展示

期間	テーマ
4月	自然を楽しもう！/文芸書を入れ替えました。/【ふじみ野じゅく】介護予防に取り組みましょう/姉妹都市 セルビア共和国シャバツ市/【スタッフおすすめ】「にっぽんのカワセミ」「スコットくん こぐまのガドガド」関連/【季節の紙芝居】運動会/春の生き物/ピクニック・遠足/恐竜/こどもの日
5月	歴史にふれてみませんか？/薬膳講座関連展示 食べ物のちから/【ふじみ野じゅく】湧き水の郷 富士見を歩く/姉妹都市 セルビア共和国シャバツ市/【スタッフおすすめ】「そして、ぼくは旅に出た」「かんたん&かわいい!和気文具の手描き文字レッスン」関連/【季節の紙芝居】梅雨/歯みがき/生き物/ピクニック・遠足/母の日
6月	気象予報してみませんか？/たくさんあります〇〇セラピー/【ふじみ野じゅく】断捨離®で家も心もすっきりと/姉妹都市 セルビア共和国シャバツ市/もっと知りたい 牧野富太郎/【スタッフおすすめ】「カンマの女王」「目でみる日本史」関連/【季節の紙芝居】梅雨/七夕/生き物/海の日
7月	古代の生き物/人工知能/【ふじみ野じゅく】お金を広くとらえて相続までのマネープラン/姉妹都市 セルビア共和国シャバツ市/【スタッフおすすめ】「母性」「鬼平犯科帳」関連/【季節の紙芝居】梅雨/生き物/海の日
8月	すごい昆虫/怪・異・妖・摩訶不思議/姉妹都市 セルビア共和国シャバツ市/【スタッフおすすめ】「昆虫学者、奇跡の図鑑を作る」「光と陰の紫式部」関連/【季節の紙芝居】おばけ・ゆうれい/生き物/海の日/たいふう
9月	行ってみたい 宇宙旅行/涼しくなったから、身体を動かしてみる？/姉妹都市セルビア共和国シャバツ市/【ふじみ野じゅく応援図書】世界に広がる日本酒の美味しさ/【スタッフおすすめ】「獣医さんだけが知っている動物園のヒミツ人気者のホンネ」「たのしみノートのつくりかた」関連/【季節の紙芝居】台風/おばけ・ゆうれい/運動会・遠足/紅葉・秋の味覚/月見

テーマ展示：ミニ展示（ふじみ野分館）

期間	テーマ
10月	陶芸にふれる/きのこのこのこ・・・/【ふじみ野じゅく応援図書】らくらくストレッチと健康体操/姉妹都市 セルビア共和国シャバツ市/【スタッフおすすめ】「色彩心理図鑑」「おつきあいのマナーとコツ」関連/【季節の紙芝居】運動会・遠足／赤ちゃん／ハロウィン／紅葉・秋の味覚／芸術
11月	スッキリしたい！わが家の収納（11月21日まで）/第6回富士見市子ども読書コンクール POP紹介本（11月22日から）/読む本に迷ったら、本のガイドブック/【ふじみ野じゅく応援図書】大人のための絵本セラピー/姉妹都市 セルビア共和国シャバツ市/【スタッフおすすめ】「CAFICTコーヒーと暮らす。」「声が通らない！」関連/【季節の紙芝居】紅葉／秋の味覚／芸術／クリスマス
12月	温活習慣で健やかに。/12/24はクリスマスだけじゃないー予想・確率・遺伝・相性・運ー/【ふじみ野じゅく応援図書】知っておこう！成年後見制度/姉妹都市 セルビア共和国シャバツ市/【スタッフおすすめ】「絵でわかるにいと香りの不思議」「デジタルおしゃぶりを外せない子どもたち」関連/【季節の紙芝居】クリスマス／お正月
1月	デザインいろいろ/日本の伝統文化/【ふじみ野じゅく応援図書】クラリネット&ピアノコンサート/姉妹都市 セルビア共和国シャバツ市/【スタッフおすすめ】「市民農園1区画で年間50品目の野菜を育てる本」「臆病者の自転車生活」関連/【季節の紙芝居】のりもの／節分／ひなまつり
2月	科学道100冊 傑作選/【ふじみ野じゅく応援図書】難波田氏と難波田城/姉妹都市 セルビア共和国シャバツ市/【スタッフおすすめ】「血流がすべて解決する」「100万回死んだねこ」関連/【季節の紙芝居】猫の日・にんじやの日／ひなまつり
3月	知っていますか？ EARTH HOUR/感謝のきもち/【ふじみ野じゅく応援図書】本読みの楽しさ、図書館への誘い/姉妹都市 セルビア共和国シャバツ市/【スタッフおすすめ】「鼻」「ろうの両親から生まれたぼくが聴こえる世界と聴こえない」「世界を行き来して考えた30のこと」関連/【季節の紙芝居】入園・卒園・入学／やさい・くだもの／恐竜／遠足・ピクニック／のりもの

● 学校連携事業

図書館見学	中央		鶴瀬西		ふじみ野	
対象	回数	人数	回数	人数	回数	人数
鶴瀬小学校			1	100		
水谷小学校	5	265				
南畑小学校	1	64				
関沢小学校						
勝瀬小学校	1	100			1	92
水谷東小学校						
諏訪小学校	4	259				
みずほ台小学校	2	157				
針ヶ谷小学校						
ふじみ野小学校	1	90			2	81
つるせ台小学校	1	122	3	317		
ふじみ野保育園					1	15
	15	1,057	4	417	4	188

職場体験（中学生ボランティア含）	中央		鶴瀬西		ふじみ野	
対象	回数	人数	回数	人数	回数	人数
諏訪小学校（図書館クラブ）	7	35				
富士見台中学校（Y A サポーター）			14	37		
西武学園文理中学校	2	4				
勝瀬中学校	11	47			6	26

図書館利用カード作成	中央		鶴瀬西		ふじみ野	
対象	回数	人数	回数	人数	回数	人数
鶴瀬小学校			1	68		
水谷小学校	1	122				
南畑小学校	1	64				
関沢小学校	1	38				
勝瀬小学校					1	49
水谷東小学校	1	22				
諏訪小学校	1	61				
みずほ台小学校	1	63				
針ヶ谷小学校	1	36				
ふじみ野小学校					1	57
つるせ台小学校			1	94		
富士見特別支援学校						
	7	406	2	162	2	106

事業名	対象	冊数
セカンドブック（4冊の中から1冊選択）本プレゼント	市内小学校1年生	945

● 団体利用

配本サービス	回数	冊数
第1保育所	10	1,109
第3保育所	10	930
第4保育所	10	1,171
第5保育所	10	812
第6保育所	10	468
子育て支援センター「びっぴ」	12	273
関沢小学校	10	968
富士見特別支援学校	2	180
	74	5,911

施設別貸出回数及び冊数	中央(水谷東含む)		鶴瀬西		ふじみ野	
対象	回数	冊数	回数	冊数	回数	冊数
鶴瀬小学校	14	113	7	23	2	5
水谷小学校	4	126	1	1		
南畑小学校	1	100				
関沢小学校	1	2	2	4		
勝瀬小学校	1	30	4	110		
水谷東小学校	1	6				
諏訪小学校	3	3				
みずほ台小学校	1	30				
ふじみ野小学校					8	97
つるせ台小学校			111	950		
本郷中学校	11	501				
勝瀬中学校	25	396	1	3	2	17
水谷中学校	9	183				
東中学校	2	65				
富士見特別支援学校	13	417			1	8
富士見高等学校	1	7			1	12
つるせ台放課後児童クラブ			14	604		
第一保育所	1	30				
第二保育所	23	294				
第三保育所	1	1				
第四保育所	6	53				
第五保育所	4	11				
第六保育所	3	35	22	432		
けやきわかば保育園	2	114				
慶櫻ふじみ保育園					1	5
こぶしの里保育所	2	11				
南畑幼稚園	8	180				
すわ幼稚園	41	715				
諏訪児童館	26	125				
ふじみ野児童館					3	11
ふじみ野保育園子育て支援センター「にこにこ広場」					14	250
アフタースクール キートス・アイキッズ鶴瀬	12	299			1	27
あいあい	63	196	18	36	13	26
すぶんふる	5	14				
鶴瀬西交流センター 紙芝居ボランティア	37	136	1	3	5	16
鶴瀬小学校学校応援団 読み聞かせボランティア	7	27	7	23	2	5
諏訪小学校学校応援団 読み聞かせボランティア	8	33				
コベルプラスふじみ野教室					13	37
勝瀬地区社協子供部会	1	2				
社会福祉法人みずほ愛育会	1	20				
サカフル富士見	1	6				
子育て支援センター「びっぴ」	1	4				
子育てサロン ミッキークラブ	14	28				
	354	4,313	188	2,189	66	516

● 広報誌活動

館	名称	発行	対象	部数
中央	さざなみだより	毎月	一般	3,480

ブックリスト

館	名称	発行	対象	部数
中央	とびらしんぶん	隔月	児童	1,440
	BOOK ADVENTURES	隔月	中・高生	1,420
	ほんのくにたんけん	7月	小学生	1,440
鶴瀬西	つるせにしんぶん	毎月	児童	7,871
	一般展示ブックリスト	不定	一般	75
	YA向けブックリスト	不定	YA	75
	書評掲載本ブックリスト	不定	一般・児童	53
ふじみ野	ぶんちゃんしんぶん	毎月	児童	3,080

● 協力事業・他

	名称	人数	配本数
中央	ブックスタート（全16回実施）	747	1,494

● ボランティア

団体名	活動内容	登録者数
あいあい（全館）	おはなし会で読み聞かせなどを実施	15
すぶんふる（全館）	おはなし会で読み聞かせなどを実施	6
修理ボランティア（中央）	本の修理を実施（月1回～2回）	9
修理ボランティア（鶴瀬西）	本の修理を実施（月2～3回）	1

図書館協議会

● 協議会委員名簿

役職名	氏 名	所 属
委員長	出井 隆志	学識経験者
副委員長	檜山 美智子	読み聞かせボランティア
委員	小林 勝夫	公民館運営審議会委員
委員	本木 千穂	市校長会
委員	今井 勉	ふじみビデオクラブ
委員	野澤 節子	富士見市音訳グループ
委員	渡邊 知広	社会教育委員
委員	神馬 正樹	富士見市文化協会
委員	金高 陽子	私立保育園長
委員	金子 美代子	公募者

任期：令和5年6月1日～令和7年5月31日

● 令和5年度の開催状況

	開催日	時間	内 容
1	5月19日	10:00～	1. 各館事業報告 (令和4年度2月から令和5年度4月活動報告) 2. その他
2	6月30日	10:00～	1. 任命書交付式 2. 委員長・副委員長選出 3. 各館事業報告(令和5年5月活動報告) 4. 令和4年度事業報告、令和5年度活動計画について
3	9月22日	10:00～	1. 各館事業報告(令和5年度6月から8月分) 2. その他
4	12月15日	10:00～	1. 各館事業報告(令和5年度9月から11月分) 2. その他
5	3月8日	10:00～	1. 各館事業報告(令和5年度12月から2月分) 2. 図書館でのマナーについて 3. その他

○第4次富士見市立図書館サービス計画

1. 計画策定の背景・目的

本市では平成23年4月に富士見市第5次基本構想、平成30年4月には第2次富士見市教育振興基本計画を策定しています。

また、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年12月19日 文部科学省告示第172号）では、各自治体で図書館サービス計画を策定することの必要性に言及しています。

これらの計画等を受け、富士見市立図書館では少子高齢化・高度情報化の進展といった社会状況や時代の変化へ対応した幅広いサービスの提供、地域の情報や生涯学習の拠点としての役割を果たすことを目指し、そのための基本的な図書館サービスのあり方を示すため「第4次富士見市立図書館サービス計画」を策定します。

2. 図書館のあゆみ

本市の図書館は、昭和41年の南畑公民館内の町立図書館設置から始まり、昭和44年に町立移動図書館を市民ボランティアの協力を得ながら運行開始することによって、学校や公共施設等市内各所での貸出を行ってきました。その後、図書館は昭和49年に旧文化会館へ移転、平成元年の鶴瀬西図書館、平成3年の水谷東公民館図書室等サービス拠点も増えていきました。

そして平成6年には市内初の大規模図書館として中央図書館が多く市民の要望、期待を受けて開館しました。さらに平成14年にはふじみ野分館が開館し、現在の中央館、2分館、1図書室の体制が整いました。

また、移動図書館は平成15年に廃止となりましたが、同じ年に公共施設での予約本受取、返却本受付のサービスを開始し、ホームページからの蔵書検索、予約受付が行われるようになりました。

このような流れの中、平成21年には鶴瀬西分館がPFI事業により新築再開館し、翌22年度には中央図書館とふじみ野分館、水谷東公民館図書室が指定管理による運営に移行しました。

3. 基本方針

図書館、教育委員会と図書館関係機関等との意思疎通を密にし、一体となった運営を目指します。人材育成の支援や図書館の機能が活かせる体制を構築していきます。

（1）課題解決支援型図書館の整備を進めます。

① 資料の充実

大型絵本のような多くの希望がある資料や基本図書等の購入、ビデオからDVD資料への移行については計画的に進めてきました。今後も、資料の利用

状況や利用者アンケートなどの結果をふまえ市民ニーズに基づいた魅力ある資料、長期間の利用が想定される図書館としての基本的な資料を選定基準に基づき計画的かつ全市的視点で収集します。また、これらの資料を様々なテーマ展示による新鮮な角度から紹介し、図書館が日常的な利用や新たな情報発見の場となるよう取り組むとともにインターネットによる資料の予約サービス、図書館以外の公共施設で資料の受け取りや返却ができるサービス等、身近な場所で資料の利用ができることも周知していきます。

郷土行政資料は資料館、庁内の各部署、市内を拠点として地域活動を行っている団体・機関との連携を図りながら収集保存を進めるとともに、市民が活用できるよう資料を紹介していきます。中でも本市上南畑出身で、記録文学『農民哀史』や詩集『野良に叫ぶ』等の著者、農民運動の活動家である渋谷定輔氏の資料については、保存・活用、勉強会の実施を継続し、保存状態の整備に配慮しながら本市独自の郷土資料として活用にも努めていきます。

視聴覚資料は一般利用の資料収集のほか、社会教育や学校教育における学習機会の支援のための資料・機材整備を行い、郷土資料関係についても資料整備に努め、迅速な資料提供を目指します。

また、電子書籍についても今後の状況を考慮し、検討していきます。

② レファレンス（相談業務）

各種資料に対する豊富な知識や相談者の意図を的確に理解できる幅広い能力を身に付けるよう努め、日常生活上の疑問、専門的分野に関する調査等、市民の生涯にわたる課題解決と学習を支援していきます。

具体的には、カウンター、開架フロアでの声掛け、ホームページでのレファレンスサービスの周知を行うとともに、レファレンス会議開催による各館の情報共有、レファレンス事例のデータベース化および公開をさらに進めます。また、レファレンスに必要な資料やデータの整備の他、専門機関を紹介するレフェラルサービスによって所蔵資料以外の対応も行っていきます。

（2）滞在型図書館空間と交流・つながりの創出を進めます。

① 高齢者へのサービス

高齢者向けの資料（大活字本・朗読CD等）の充実、高齢者施設への貸出、高齢者向け事業としての医療関連の講座の開催等を行っていきます。

また、図書館が最寄りでない方にも公共施設の配送便ルートの有効活用によって資料をお届けできることを周知していきます。

② 障がいがある方へのサービス

点字・録音資料の収集と製作ボランティアの充実、障がいがある方でも読みやすいLLブックの収集、対面朗読、施設環境の整備を行います。視覚に障がいがある子ども向けサービスとして布絵本の製作および製作ボランティア養成を行い、障がいによって来館が困難な方に対しては更に

自宅への資料宅配を行っていきます。また、これらのサービスが活用されるよう登録の仕方などの周知にも努めます。障がいをよく理解した専門の職員の配置も目指します。音訳者養成講座の初級・中級・上級を実施し、ボランティアのスキルアップを図ります。

③ 多文化サービス

市内在住の外国籍市民の状況を考慮した様々な言語の資料や日本人の外国語の学習に役立つ資料を収集します。また、図書館の利用の仕方を外国籍市民にも分かりやすいホームページや利用案内でPRし、図書館が日常的に使いやすい場所になるよう努めます。「指さしコミュニケーションシート」のような外国籍市民が利用する際に役立つツールの作成も目指します。

その他、外国籍市民を対象としたNPO団体等との協力および行政各課との連携、外国語のおはなし会等を実施していきます。

④ 講座や行事等の開催

民間のノウハウを生かして文化・芸術に関する講座や行事等を積極的に開催し、図書館の利用促進を図るとともに、市民の自主的、自発的、継続的な学習活動の支援につなげます。また、参加者が学習することの楽しさや大切さを実感できるような内容を計画します。

さらに、事業への参加が人と人のつながり、仲間づくりにつながるよう努め、資料や機器、施設の活用等を通じて市民の交流も支援していきます。

⑤ ボランティア活動の充実

市民にとって「自分たちの図書館」となるようボランティアとの連携を積極的に図っていきます。現在のボランティアのスキルアップ、新たなボランティア活動の創設、ボランティアに参加しやすい環境を作るとともに、活動の場を広げられるようなPRや交流の場作りにも努めます。また、ホームページでの情報提供も充実させていきます。

⑥ 関係機関との連携

図書館活動の活発化や情報収集範囲の広範化を進めるため、資料や情報の相互利用等、市の関係機関や県内自治体および図書館との連携を図ります。また、市内で活動している団体との事業の共催や講座の実施によって協力関係を作ります。図書館協議会から市民の声を反映したご意見をいただき、地域の実情を踏まえた図書館運営を進めていきます。

(3) 子ども読書活動支援の拡充を進めます。

第3次富士見市子ども読書活動推進計画を基本として子どもの読書を推進していきます。

① 年齢・発達の段階に応じた読書活動の推進

乳幼児から中学生・高校生、特別な支援を必要とする子どもたちに対してその発達段階を考慮しながら12か月健診時のブックスタートや小学校新1年生向けのセカンドブックスタート、おはなし会、テーマを決めて本を紹介するブックト

ーク等を実施します。特に11月の「富士見市子ども読書月間」にはPOP作品を展示・表彰する富士見市子ども読書コンクールやビブリオバトル大賞の実施等市全体で子どもの読書に関わる様々な取り組みを行います。

また、子ども司書やYAサポーター等図書館のことを深く理解し、運営に係わっていくことのできる人材を育成し、より子どもたちにとって親しみのある利用しやすい図書館としていきます。

② 子どもの読書環境の整備・読書推進のための情報提供

子どもの目線に立った図書館の空間づくりや資料の紹介を行い、子どもにとって読書が身近で自然なことになるよう努めます。また、子どもの読書に関わる市民に対して情報提供・啓発を行い、子どもの読書の大切さを多くの人が知ることによって市全体の子ども読書活動推進の意識を高めます。

③ 家庭・地域・学校・図書館の相互協力と連携体制の確立

家庭の保護者に対して子どもの読書の大切さを伝え、理解を深める取り組みを行い、地域の方達に対しては子どもの読書活動に関するボランティアの人材育成や活動支援を行っていきます。子どもの読書に関して特に関わりの深い学校とは子どもたちがより読書を身近に感じられるような学校図書室の充実に向けての検討、図書館からの授業の関連資料の提供や子ども向け事業の実施協力を進めていきます。また、情報交換を密に行うためのインフラ整備に向けても検討していきます。

4. 計画の見直し

社会情勢や図書館を取り巻く環境に変化した生じた場合は、図書館協議会等の助言を受け、適宜計画の見直しを行っていきます。

○富士見市立図書館資料収集方針

1 基本的な方針

富士見市立図書館は、図書館法第2条に基づき資料を収集、整理、保存の上利用に供し、市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資することにより市民の生涯学習を支援するための市の教育機関として、全ての市民に奉仕します。

市民が基本的人権のひとつとしてもつ表現の自由と一体である「知る自由」を保障する機関として、適切な資料収集を行い魅力ある蔵書を構築することにより、市民文化の醸成と地域社会の発展に寄与します。

2 資料構成

富士見市は、住宅都市として発展してきた一方で、農業地域を有し、多彩な職業、幅広い年齢層で構成されています。そのため資料構成についても、地域社会の状況、市民の要望や期待に応え得るよう多様で幅広い蔵書を計画的に構築していきます。

内容的には、図書館としての基本的資料と市民の要求に依拠した資料を基本としつつ読書や学習、調査研究に関する意識、意欲を喚起できるような、新鮮で魅力ある資料群の構築をめざします。

また、中央図書館や分館、分室がそれぞれの特性や地域性を重視しながらも、全体がひとつの図書館として有機的に機能するような資料構成をつくりあげるよう努めます。なお、図書館資料の適切な維持を図るため、6に定める資料選定基準の他に資料除籍基準を定めます。

3 資料収集のための体制

図書館は、公的な機関として、市民の付託を受けて資料の収集、整理、保存、提供を組織的、系統的に行うための有機的に結ばれた組織であり、そのための体制として、司書を中心とした図書館職員が資料の選定と収集を行います。蔵書に対する市民の見解や予約の状況など日頃の図書館運営のなかで市民の利用傾向を把握するとともに図書館協議会、利用者アンケートなどで出された意見などにも充分留意します。幅広い収集に努めるため、出版情報だけでなく、出版目録、書評、現物見計らいなどを参考に選定します。選定にあたっては、常に5の各号に基づき、富士見市民に適した図書、逐次刊行物、視聴覚資料等幅広く資料の選定を行います。

4 資料の収集範囲

次の資料を収集します。

- (1) 図書…一般図書、児童図書、青少年図書、外国語図書、参考調査用図書、郷土行政図書、漫画、紙芝居、録音図書、点字図書、大活字本など
- (2) 逐次刊行物…一般向けの新聞（全国、地方、政党など）および雑誌、児童・青少年向け新聞および雑誌。他に録音版広報、点字雑誌など
- (3) 地図…地形図、住宅地図、道路地図など
- (4) 視聴覚資料…CD、DVD、ブルーレイディスク地域映像資料（市、市民などの制作）など
- (5) 特別コレクション…渋谷定輔文庫資料
- (6) ファイル資料…広報、官報など
- (7) その他…図書館作成資料など

館別の資料の収集範囲は、中央図書館が(1)～(7)、鶴瀬西分館、ふじみ野分館並びに水谷東公民館図書室が(1)～(3)とします。

なお、主題別の収集範囲については、別途資料選定基準において定めます。

上記資料のうち、郷土行政資料の富士見市資料については、網羅的な収集に努めます。

特別コレクションである渋谷定輔資料は、収集ではありませんが、当市だけがもつ資料として整備を行います。また、新たな資料の発見があった場合は対象資料として収集に努めます。

5 「図書館の自由に関する宣言」の尊重

資料の収集にあたっては、「図書館の自由に関する宣言」のうち資料収集に係る以下の項目に基づくものとします。

- (1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
- (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択しない。
- (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりしない。

6 選定基準の策定

具体的に資料の収集を行うにあたっては、上記の各項目を基本としつつ、分野ごとに選定の視点や留意すべき事項を記述した選定基準を定め、適切な資料収集に努めるものとします。

○富士見市立図書館条例

平成6年3月31日
条例第8号

注 平成18年12月から改正経過を注記した。
富士見市立図書館の設置及び管理に関する条例
(昭和48年条例第25号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 富士見市は、図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、図書館を設置する。

(図書館の名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富士見市立中央図書館	富士見市大字鶴馬 1873 番地

(分館の名称及び位置)

第3条 図書館に分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富士見市立図書館 鶴瀬西分館	富士見市鶴瀬西 2丁目9番1号
富士見市立図書館 ふじみ野分館	富士見市ふじみ野東 3丁目7番地1号

(平18条例41・平20条例24・平22条例9・
一部改正)

(職員)

第4条 図書館に館長、司書その他の必要な職員を置く。

(指定管理者による管理)

第5条 図書館の管理については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(平21条例22・全改)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 図書館の利用に関する業務
- (2) 図書館の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、富士見市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が定める業務

(平21条例22・全改)

(休館日)

第7条 図書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。
ただし、特に必要があるときは、指定管理者は、教育委員会の承認を得て臨時にこれを変更することができる。

- (1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。
- (2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで
- (3) 特別整理日(毎年15日以内で指定管理者が教育委員会の承認を得て定める日をいう。)

(平21条例22・追加、平27条例5・一部改正)

(利用時間)

第8条 図書館の利用時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、特に必要があるときは、指定管理者は、教育委員会の承認を得て臨時にこれを変更することができる。

(平21条例22・追加、平30条例44・一部改正)

(図書館内の利用)

第9条 図書館資料(法第3条第1号に規定する図書館資料をいう。以下同じ。)は、図書館内において、自由に利用することができる。ただし、教育委員会が別に定める図書館資料の視聴に当たっては、指定管理者に次条第3項に規定する利用カードを提示する方法その他教育委員会規則で定める方法により視聴するものとする。

(平18条例41・追加、平21条例22・旧第7条
繰下・一部改正、令5条例54・一部改正)

(貸出しの登録等)

第10条 図書館資料又は視聴覚機材(以下「図書館資料等」という。)の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ指定管理者の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者(以下「登録申込者」という。)は、教育委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申込書を指定管理者に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事業所の名称及び所在地
- (3) その他教育委員会が定める事項

3 指定管理者は、第1項の登録をしたときは、教育委員会規則で定める図書館利用カード（以下「利用カード」という。）を当該登録申込者に交付するものとする。

（平18条例41・追加、平21条例22・旧第8条繰下・一部改正）

（図書館資料等の貸出し）

第11条 図書館資料等の貸出しは、当該貸出しを受けようとする者が指定管理者に利用カードを提示する方法その他教育委員会規則で定める方法により行うものとする。

（平18条例41・追加、平21条例22・旧第9条繰下・一部改正、令5条例54・一部改正）

（貸出しの制限）

第12条 次に掲げる図書館資料は、図書館外への貸出しをしないものとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- （1）禁帯出の表示のある図書館資料
- （2）新聞、官報及び埼玉県報
- （3）その他教育委員会が指定する図書館資料

（平18条例41・追加、平21条例22・旧第10条繰下・一部改正）

（損害賠償）

第13条 図書館の利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、図書館の施設若しくは設備を損傷し、又は図書館資料その他物品を滅失し、若しくは損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

（平18条例41・追加、平21条例22・旧第11条繰下）

（図書館協議会）

第14条 法第14条第1項の規定に基づき、富士見市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

3 委員の定数は、10人とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（平18条例41・旧第5条繰下・一部改正、平21条例22・旧第15条繰上、平24条例10・一部改正）

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（平18条例41・旧第6条繰下、平21条例22・旧第16条繰上）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。
（富士見市立視聴覚ライブラリー設置条例の廃止）
- 2 富士見市立視聴覚ライブラリー設置条例（昭和48年条例第27号）は、廃止する。

附 則（平成13年12月25日条例第30号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第3条第2号及び第4条第2項の規定並びに附則第2項の改正規定は、平成14年6月1日から施行する。

附 則（平成18年12月15日条例第41号）
この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項の改正規定は公布の日から、第3条の表富士見市立図書館鶴瀬西分館の項の改正規定は平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成20年10月29日条例第24号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年9月30日条例第22号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に改正前の富士見市立図書館条例第8条第1項の規定により貸出しの登録を受けた者は、改正後の富士見市立図書館条例第10条第1項の規定により貸出しの登録を受けた者とみなす。

附 則（平成22年4月30日条例第9号）
この条例は、平成22年5月1日から施行する。

附 則（平成24年3月23日条例第10号）
この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日条例第5号）
この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月21日条例第44号）
この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月26日条例第54号）
この条例は、令和5年10月1日から施行する。

○富士見市立図書館条例施行規則

平成6年8月19日
教委規則第4号

注 平成19年3月から改正経過を注記した。
富士見市立図書館管理運営規則（昭和61年教委規則第8号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、富士見市立図書館条例（平成6年条例第8号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（事業）

第2条 富士見市立図書館（以下「図書館」という。）は、おおむね次に掲げる事業を行う。

- （1） 図書館資料（図書館法（昭和25年法律第118号）第3条第1号に掲げる資料をいう。以下同じ。）の収集、整理及び保存
- （2） 図書館資料の貸出し
- （3） 読書案内及び図書館利用の相談
- （4） 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催、奨励及び援助
- （5） 図書館報その他の読書資料の発行及び頒布
- （6） 時事に関する情報並びに参考資料の紹介及び提供
- （7） 他の図書館、学校、公民館、研究所、読書団体等との連絡及び協力
- （8） 図書館資料の他の図書館との相互貸借
- （9） 障害等のため通常の方法による図書館利用が困難な者に対する録音資料の郵便等による送付サービス、朗読サービスその他の援助

（平22教委規則2・一部改正）

（視聴覚ライブラリーの設置）

第3条 図書館に視聴覚ライブラリーを置く。

（利用に供する主な設備）

第4条 図書館が市民の利用に供する主な設備は、次のとおりとする。

中央図書館	閲覧席、視聴ブース、対面朗読室、ビデオ編集室、録音室、展示コーナー、視聴覚ホール、集会室、和室
図書館鶴瀬西分館	閲覧室
図書館ふじみ野分館	閲覧室

（平20教委規則3・平21教委規則5・令5教委規則4・一部改正）

（貸出しの登録等）

第5条 条例第10条第1項に規定する図書館資料及び視聴覚機材（以下「図書館資料等」という。）の貸出しの登録を受けることのできる者は、次のとおりとする。

区分	対象者
図書館資料 （16ミリ映画フィルムを除く。）	（1） 個人 （2） 市内の団体
視聴覚機材及び 16ミリ映画フィルム	（1） 市内の団体 （2） 特別な理由により教育委員会が適当と認める者

2 条例第10条第1項の登録を受けようとする者は、その申込みの際次の各号に応じ、当該各号に掲げる書類を提示又は提出しなければならない。

- （1） 個人 住所及び氏名の確認ができる書類
- （2） 団体 会員名簿又は教育委員会が必要と認める書類

3 条例第10条第2項に規定する申込書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- （1） 個人 図書館利用申込書（様式第1号）
- （2） 団体 団体利用登録申込書（様式第2号）

4 条例第10条第3項に規定する図書館利用カード（以下「利用カード」という。）は、様式第3号とする。

5 登録を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録事項の変更若しくは確認又は利用カードの再交付を受けなければならない。

- （1） 図書館利用申込書の記載事項に異動が生じたとき。
 - （2） 利用カードを亡失又は損傷したとき。
 - （3） 個人の利用カードで、次条第1項に規定する有効期間を経過したものを使用するとき。
- （平19教委規則5・全改、平20教委規則3・平22教委規則2・平26教委規則3・令5教委規則4・一部改正）

（個人の利用カードの有効期間等）

第6条 個人の利用カードの有効期間は、貸出しの登録の日の翌日から起算して2年とする。

2 個人の利用カードの有効期間は、更新の手続きすることにより延長することができる。この場合において、当該手続により延長される有効期間は、当該手続をした日の翌日から起算して2年とする。

3 前項の更新の手続は、第5条第2項第1号に掲げる書類を提示することにより行うものとする。
（平20教委規則3・追加、令5教委規則4・旧第5条の2繰下）

（団体の利用カードの有効期間等）

第7条 団体の利用カードの有効期間は、貸出しの登録のあった日の属する年度の末日までとする。

2 団体の利用カードの有効期間は、更新の手続きすることにより延長することができる。この場合において、当該手続により延長される有効期間は、当該手続をした日の翌日の属する年度の末日までとする。

- 3 前項の更新の手続は、第5条第2項第2号に掲げる書類を提示することにより行うものとする。
(平26教委規則3・追加、令5教委規則4・旧第5条の3繰下)

(図書館資料等の利用及び貸出し)

第8条 条例第9条及び条例第11条に規定するその他教育委員会規則で定める方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードのうち、個人番号カードによる図書館利用申込書(様式第4号)により利用登録を受けたものの提示
- (2) 富士見市図書館ホームページを介して、スマートフォン、タブレットその他これらに類する機器に表示される利用カード情報の提示
(令5教委規則4・追加)

(貸出し制限)

第9条 条例第12条第3号に規定する図書館資料は、次に掲げるものとする。

- (1) 逐次刊行物の最新版
- (2) 特別コレクション
- (3) その他教育委員会が指定したもの
(平19教委規則5・全改、平22教委規則2・一部改正、令5教委規則4・旧第6条繰下)

(図書館資料等の貸出数、貸出期間及び申込開始日)

第10条 図書館資料等を同時に貸出しできる数並びに図書館資料等の貸出期間及び申込開始日は、次のとおりとする。

区分	数量	貸出期間	申込開始日
図書 逐次刊 行物	制 限 な し	15日間 (団体貸出については、指定管理者の指定する期間)	利用日当日
視聴覚 資料	3点以内	15日間 (団体貸出については、指定管理者の指定する期間)	利用日当日
16ミリ映 画フィルム	5点以内	8日間	利用日の 2月前
視聴覚 機材	制 限 な し	8日間	

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認めたときは、同項に規定する数量、貸出期間及び申込開始日について変更することができる。

(平19教委規則5・全改、平22教委規則2・平26教委規則3・一部改正、令5教委規則4・旧第7条繰下・一部改正)

(電子書籍の貸出し)

第11条 第5条の規定により貸出しの登録を受けた者(市内に居住し、又は在勤し、若しくは在学する個人に限る。)は、電子書籍(電磁的記録であって、インターネットを通じた利用が可能とされたもの(図書館資料(電磁的記録を除く。))と同等の内容を有するものに限る。)をいう。以下同じ。)の貸出しの登録を受けることができる。

- 2 電子書籍の貸出しの登録を受けようとする者は、富士見市電子図書館利用申込書(様式第5号)により申請するものとする。

- 3 市外に居住する者で前項の規定により電子書籍の貸出しの登録を受けようとする者は、その申込みの際、市内に在勤し、又は在学することの確認ができる書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 4 電子書籍の貸出数量は3点以内とし、貸出期間は利用日当日から起算して15日間とする。
(令3教委規則9・追加、令5教委規則4・旧第8条繰下・一部改正)

(図書館資料等の貸出しの停止等)

第12条 指定管理者は、貸出しを受けた者が貸出期間を経過しても図書館資料等を返納しないときは、一定の期間貸出しを停止することができる。

(平19教委規則5・全改、平22教委規則2・一部改正、令3教委規則9・旧第8条繰下、令5教委規則4・旧第9条繰下)

(設備の利用の承認)

第13条 次に掲げる設備を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

- (1) 視聴覚ホール
- (2) 集会室
- (3) 和室
- (4) ビデオ編集室
- (5) 録音室
- (6) 展示コーナー
- (7) 対面朗読室

- 2 前項の承認(対面朗読室に係わる承認を除く。)を受けようとする者は、利用日の属する月の3月前の初日から利用日の前日までに、図書館設備利用申込書により指定管理者に申込みをしなければならない。

3 対面朗読室の利用に係る申込み及び承認については、口頭によるものとする。

4 指定管理者は、前2項の規定による申込者が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の承認をしないことができる。

- (1) 他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (2) 図書館の施設若しくは設備又は図書館資料を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他指定管理者がその利用を不相当と認めるとき。

5 指定管理者は、第1項の規定による利用申込みがあったときは、速やかに承認又は不承認の決定をし、申込者に通知するものとする。

(平19教委規則5・全改、平22教委規則2・一部改正、令3教委規則9・旧第9条繰下、令5教委規則4・旧第10条繰下)

(図書館の利用の制限)

第14条 指定管理者は、図書館の利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の利用を禁止し、又は中止させることができる。

- (1) この規則の規定に違反したとき。
 - (2) 他の利用者に迷惑を及ぼしたとき。
 - (3) 指定管理者の指示に従わないとき。
- (平19教委規則5・全改、平22教委規則2・一部改正、令3教委規則9・旧第10条繰下、令5教委規則4・旧第11条繰下)

(損害賠償)

第15条 条例第13条第1項に規定による損害賠償は、指定管理者の指示に従い、速やかにこれを原状に復し、又はその損害を指定管理者が相当と認める現品をもってするものとする。

2 条例第13条第1項に規定による図書館資料その他物品の忘失等について必要と認めるときは、教育委員会は損害賠償の一部又は全部を免除することができる。

(平19教委規則5・全改、平22教委規則2・一部改正、令3教委規則9・旧第11条繰下、令5教委規則4・旧第12条繰下)

(図書館資料の複写)

第16条 図書館資料の複写を希望する者には、著作権法(昭和45年法律第48号)第31条第1号の規定により複写することができる。

(平19教委規則5・全改、令3教委規則9・旧第12条繰下、令5教委規則4・旧第13条繰下)

(駐車場の利用)

第17条 図書館駐車場の利用については、教育委員会が別に定める。

(平19教委規則5・全改、平22教委規則2・旧第14条繰上、令3教委規則9・旧第13条繰下、令5教委規則4・旧第14条繰下)

(利用者に対する秘密保持)

第18条 指定管理者は、資料の提供活動を通じて知り得た図書館利用者の個人的な秘密が漏れることがないように必要な措置を講じなければならない。

(平19教委規則5・旧第16条繰上、平22教委規則2・旧第15条繰上・一部改正、令3教委規則9・旧第14条繰下、令5教委規則4・旧第15条繰下)

(図書館協議会)

第19条 富士見市図書館協議会(以下「協議会」という。)に委員長を置き、委員長は、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

4 協議会の会議は、委員長が招集する。

5 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

6 協議会に書記を置き、図書館の職員をもって充てる。

7 書記は、委員長の指揮を受けて協議会の庶務を処理する。

(平22教委規則2・旧第17条繰上、令3教委規則9・旧第15条繰下、令5教委規則4・旧第16条繰下)

(寄贈及び寄託)

第20条 図書館は、図書館資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

2 寄託を受けた図書館資料は、図書館の所有に属する図書館資料と同様の取扱いをするものとする。

(平22教委規則2・旧第18条繰上、令3教委規則9・旧第16条繰下、令5教委規則4・旧第17条繰下)

(委任)
第21条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(平成22教委規則2・旧第19条繰上、令3教委規則9・旧第17条繰下、令5教委規則4・旧第18条繰下)

附 則
この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則 (平成6年12月26日教委規則第7号)
この規則は、平成6年12月27日から施行する。

附 則 (平成7年2月23日教委規則第1号)
この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月5日教委規則第2号)
この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月29日教委規則第4号)
この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年8月31日教委規則第8号)
この規則は、平成12年9月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月22日教委規則第6号)
この規則は、平成14年4月1日から施行する。
ただし、第4条及び第6条(中央図書館の項括弧書き部分を除く。)の改正規定は、平成14年6月1日から施行する。

附 則 (平成15年2月26日教委規則第1号)
この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月15日教委規則第3号)
この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月22日教委規則第5号)
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年12月19日教委規則第3号)
(施行日等)
1 この規則は公布の日から施行し、平成20年12月1日から適用する。ただし、第4条、第13条及び第16条の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。
(経過措置)
2 この規則による改正前の富士見市立図書館条例施行規則の規定により平成20年12月1日前に交付されている個人の利用カードは、改正後の富士見市立図書館条例施行規則の規定により交付された個人の利用カードとみなす。この場合において、当該個人の利用カードの有効期限は、平成21年9月30日とする。
3 前項の有効期限の前に行われた個人の利用カードの有効期間の更新の手続きは、第5条の2第3項の規定により行われたものとみなす。この場合において、当該手続により延長された有効期間は、同条第2項に規定する有効期間とする。

附 則 (平成21年11月18日教委規則第5号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年3月18日教委規則第2号)
この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年6月27日教委規則第3号)
(施行期日)
1 この規則は、平成26年8月1日から施行する。
(経過措置)
2 この規則の施行の際、現に館外に貸出しを行っている図書館資料等に係る貸出数及び貸出期間については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年5月1日教委規則第2号)
(施行期日)
1 この規則は、平成31年5月1日から施行する。
(経過措置)
2 この規則の施行の際、この規則による改正前の富士見市立図書館条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和3年7月5日教委規則第9号)
この規則は、令和3年7月6日から施行する。

附 則 (令和5年9月28日教委規則第4号)
(施行期日)
1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。
(経過措置)
2 この規則の施行の際、この規則による改正前の富士見市立図書館条例施行規則に規定する様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号(第5条関係)

図書館利用申込書(利用カード・パスワード)		登録番号	
受付日 年 月 日			
フリガナ			自宅電話番号
名前			携帯電話番号
生年月日	年 月 日		
住所	〒 アパート・マンション名 ()		
受付入力	入力確認		

様式第2号(第5条関係)

団体利用登録申込書		登録番号	
受付日 年 月 日			
フリガナ			
団体名			
所在地 及び 活動場所	場所	電話番号	
フリガナ			
代表者名			
連絡先	住所	電話番号	
フリガナ			
申込者名			
連絡先	住所	電話番号	
受付		入力	確認

様式第3号(第5条関係)

図書館利用カード

なまえ

富士見市立図書館

様式第4号(第8条関係)

個人番号カードによる図書館利用申込書

		申込年月日		年 月 日	
利用カード番号					
フリガナ					
名前					

注意事項

図書館記入欄

様式第5号(第11条関係)

富士見市電子図書館利用申込書

		受付日		年 月 日	
利用カード番号					
フリガナ					
名前					
生年月日	年 月 日				
電話番号	()				
学校名					
勤務先名					
学校住所	〒 -				
勤務先住所					

図書館記入欄

受付入力		種別	在住	
入力確認			在学 在勤	

様式第1号(第5条関係)
(令5教委規則4・追加)

様式第2号(第5条関係)
(令5教委規則4・追加)

様式第3号(第5条関係)
(令5教委規則4・追加)

様式第4号(第8条関係)
(令5教委規則4・追加)

様式第5号(第11条関係)
(令5教委規則4・追加)

○富士見市立水谷東公民館図書室運営要綱

平成3年6月4日
教委告示第15号

注 平成19年9月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この要綱は、富士見市立水谷東公民館図書室(以下「図書室」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 図書室は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 図書の貸出し、収集及び保存に関すること。
 - (2) おはなし会、ブックトーク等の集会事業に関すること。
 - (3) 児童向け広報の発行及び児童の読書活動の普及に関すること。
 - (4) その他図書室運営に必要な業務に関すること。
- (平19教委告示18・一部改正)

(資料の配備)

第3条 図書室に配備する資料は、図書を原則とする。

(図書室の運営)

第4条 図書室の運営は、富士見市立図書館に従事する職員が行う。

(利用時間)

第5条 図書室の利用時間は、午後1時から午後5時までとする。ただし、特に必要があるときは、指定管理者は、教育委員会の承認を得て臨時にこれを変更することができる。

(平22教委告示7・全改)

(休室日)

第6条 図書室の休室日は、次に掲げるとおりとする。ただし、特に必要があるときは、指定管理者は、教育委員会の承認を得て臨時にこれを変更することができる。

- (1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。
- (2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで
- (3) 特別整理日(毎年15日以内で指定管理者が教育委員会の承認を得て定める日をいう。)

(平22教委告示7・全改、平27教委告示8—2・一部改正)

(資料の貸出)

第7条 資料の貸出しは、個人又は団体に対して行う。

(貸出期間)

第8条 資料の貸出期間は、貸出しの日から15日以内とする。

(貸出冊数)

第9条 資料の貸出冊数の制限は、これを設けない。ただし、指定管理者が運営上特に必要と認める場合は、貸出しの冊数を制限することができる。

(平22教委告示7・一部改正)

(損害賠償)

第10条 図書室の利用者が、自己の責めに帰すべき理由により資料を損傷又は亡失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償させるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成3年6月4日から施行する。

附 則(平成10年7月14日教委告示第11号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の富士見市立水谷東公民館図書室運営要綱の規定は、平成10年7月1日から適用する。

附 則(平成11年10月6日教委告示第17号)

この告示は、平成11年11月1日から施行する。

附 則(平成14年3月27日教委告示第7号)

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月31日教委告示第5—2号)

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成19年9月27日教委告示第18号)

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成22年3月11日教委告示第7号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日教委告示第8—2号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

○入間東部地区公共図書館の相互利用に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、富士見市、ふじみ野市、三芳町（以下「構成市町」という。）の構成市町の設置する図書館を相互利用することで、相互の図書館利用を促進し、その住民及び在勤、在学者（以下「住民等」という。）の利便を図り、公共図書館サービスと文化・教養の向上に寄与することを目的に協定を締結する。

(相互協力)

第2条 構成市町の図書館は、連絡を密にし、相互に協力するものとする。

(相互利用)

第3条 構成市町の住民等は、平成17年10月1日から構成市町の図書館を、それぞれの図書館利用に関する条例・規則等（以下「条例」という。）に基づき利用することができるものとする。

(無償利用)

第4条 構成市町の住民等が構成市町の図書館の資料を利用する場合における費用は、図書館法（昭和25年法律第118号）の規定に基づき無償とする。

(協議)

第5条 この協定に定めのない事項若しくは協定変更の必要又は疑義が生じたときは、構成市町が協議して定める。

この協定の証として本書3通を作成し、構成市町長が記名押印の上、各1通を保有する。

平成17年10月1日

○入間東部地区公共図書館の相互利用に関する覚書

入間東部地区公共図書館の相互利用に関する覚書の全部を次のように改正する。

入間東部地区公共図書館の相互利用に関する覚書（趣旨）

第1条 この覚書は、入間東部地区公共図書館の相互利用に関する協定書に基づき、入間東部地区公共図書館の相互利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(図書館)

第2条 構成市町の住民等が利用できる図書館は、次に掲げるものとする。

富士見市

富士見市立中央図書館

富士見市立図書館鶴瀬西分館

富士見市立図書館ふじみ野分館

富士見市立水谷東公民館図書室

ふじみ野市

ふじみ野市立上福岡図書館

ふじみ野市立大井図書館

ふじみ野市立上福岡西公民館図書室

三芳町

三芳町立中央図書館

三芳町立図書館竹間沢分館

(利用の範囲)

第3条 構成市町の住民等が利用できる範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 各図書館資料の館内及び館外利用
- (2) 各図書館資料の複写サービス
- (3) 予約、リクエストサービス
- (4) レファレンス・サービス
- (5) 各図書館主催の各種行事
- (6) その他館長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、埼玉県立図書館協力ネットワークを利用できない資料の提供は、当該自治体住民へのサービスに限定する。

3 第1項第5号に掲げる主催事業は、必要に応じて当該自治体住民へのサービスに限定することができる。

(登録方法)

第4条 図書館資料の館外利用を受けようとする者は、利用図書館の利用券の発行を受けなければならない。

(図書館の利用)

第5条 構成市町の住民等の利用については、各図書館は、当該自治体の住民と同等の扱いとなるよう努めるものとする。

(相互協力)

第6条 構成市町の図書館は、資料の有効的活用やサービスの向上を図るため常に相互協力を努めるものとする。

(協議)

第7条 この覚書に関し、定めのない事項及び変更の必要が生じたときは、構成市町の館長又は図書館担当課の長が協議して定めるものとする。

(附則)

この覚書は、平成28年6月1日から施行する。

この覚え書きの成立を証するため、本書3通を作成し、構成市町館長名又は図書館担当課長名押印の上、それぞれの1通を保有する。

平成28年3月31日

富士見市
富士見市教育委員会生涯学習課長

ふじみ野市
ふじみ野市立大井図書館長

三芳町
三芳町立中央図書館長

図書館要覧
令和 6 年度

発行
令和 6 年 9 月
富士見市立図書館